

審 査 基 準

令和5年4月1日作成

法 令 名 :	個人情報保護に関する法律
根 拠 条 項 :	第93条
処 分 の 概 要 :	保有個人情報の訂正請求に対する訂正決定等
原権者(委任先) :	兵庫県警察本部長
法 令 の 定 め :	① 基準 個人情報保護に関する法律第92条(保有個人情報の訂正についての基準)
審 査 基 準 :	別紙のとおり
標 準 処 理 期 間 :	30日以内
申 請 先 :	訂正請求書は、警察本部総務部県民広報課県民情報センター又は警察署警務課に提出してください。
問 い 合 わ せ 先 :	総務部県民広報課県民情報センター
備 考 :	本件処分は、訂正請求のあった保有個人情報に係る業務を主管する警察本部の所属が担当する。

第1 保有個人情報の訂正に関する基本事項（第90条第1項）

【法令の定め】

何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第九十八条第一項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- 一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
- 二 開示決定に係る保有個人情報であつて、第八十八条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの開示を受けたもの

1 訂正の基本的考え方

(1) 「自己を本人とする保有個人情報」（法第90条第1項）

法の訂正請求権の対象は、自己を本人とする保有個人情報全てではなく、法等の開示決定により自己を本人とする保有個人情報として開示を受ける範囲が確定された次のものに限ることとしている。その理由は、制度の円滑かつ安定的な運営の観点から、対象となる保有個人情報を明確にし、手續上の一貫性を確保しようとしたことによる。

ア 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第90条第1項第1号）

行政機関等が行った開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報をいう。

イ 開示決定に係る保有個人情報であつて、第八十八条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの（同項第2号）

法の開示決定に係るものであれば、他の法令の規定により開示を受けたものであつても、開示を受けた範囲は確定していることから対象にすることとしたものである。

(2) 正確性の確保と「評価」に関する情報の取扱い

訂正は、法第65条の「正確性の確保」の趣旨を実効あらしめようとするものであることから、訂正請求をすることができるのは、「内容が事実でないと思料するとき」に限られる。

訂正は、保有個人情報の「内容が事実でない」場合に行われるものであり、訂正請求の対象は「事実」であつて、評価・判断には及ばない。このため、評価・判断の内容そのものについての訂正請求があつた場合には、訂正をしない旨の決定をすることとなる。法における訂正請求権制度のねらいは、保有個人情報の内容の正確性を向上させることにより、誤った個人情報の利用に基づき誤った評価・判断が行われることを防止しようとするものであるが、評価・判断は個人情報の内容だけでなく、様々な要素を勘案してなされるものであるから、訂正請求は行政機関等の判断を直接的に是正することにまで及ぶものではない。ただし、評価した行為の有無、評価に用いられたデータ等は事実にあたる。

2 当該保有個人情報の訂正に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときの取扱い（法第 90 条第 1 項ただし書）

保有個人情報の訂正について、他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、当該手續により同様の目的を達成することができるので、その法律又は命令の定めるところによることとされている。例えば、運転免許証の記載事項について、転居や婚姻等の事由により変更が生じた場合には、道路交通法第 94 条第 1 項の規定に基づき運転免許証の記載事項の変更を行うこととされていることから、同法の定める手續によることとなる。また、当該保有個人情報が個人情報ファイル簿に掲載されている個人情報ファイルに記録されているときは、訂正について他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められている旨を個人情報ファイル簿に掲載し、公表することとなる（法第 75 条第 1 項及び第 74 条第 1 項第 10 号）。

第 2 保有個人情報の訂正についての基準（第 92 条）

【法令の定め】

行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

【法令の解釈】

1 当該訂正請求に理由があると認めるとき

「訂正請求に理由がある」とは、行政機関等による調査等の結果、請求どおり保有個人情報が事実でないことが判明したときをいう。「当該訂正請求に理由があると認めるとき」とは、訂正請求の趣旨が事実と合致するか否かを調査し、訂正を行うに足りる理由があると認めるときをいう。

2 利用目的の達成に必要な範囲内で、訂正をしなければならない

訂正請求権制度は、行政機関の長等の努力義務として定めている法第 65 条の「正確性の確保」を受けて、本人が関与し得る制度として設けるものであり、本条は第 65 条と同様に、利用目的の達成に必要な範囲内での訂正を義務付けるものである。

訂正請求に係る保有個人情報の利用目的に照らして、訂正の必要がないときは、訂正する義務はない。

請求内容に理由があるかどうかを判断するために行う調査は、保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲で行えばよく、訂正をすることが利用目的の達成に必要なことが明らかな場合は、特段の調査を行うまでもない。

具体例としては、過去の事実を記録することが利用目的であるものについて現在の事実に基づいて訂正することを請求するような場合は、訂正する必要がないことが考えられる。

適切な調査等を行ったにもかかわらず、事実関係が明らかにならなかった場合には、

当該請求に理由があると確認ができないこととなるから、行政機関の長等としては、訂正決定を行うことはできない。ただし、運用上、事実関係が明らかではない旨を追記する等の適切な措置を講じておくことが適当な場合もあり得る。